松戸市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書（●●）

松戸市●●地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する事業をいう。）に係る業務について、委託者松戸市（以下「甲」という。）と受託者●●●法人　●●会（以下「乙」という。）の間に、次のとおり委託契約を締結し、双方信義を重んじ誠実にこれを履行する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、頭書の委託業務（以下「業務」という。）の契約に関し、この契約書及び松戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱（以下「実施要綱」という。）に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（指揮命令）

第２条　業務の遂行に携わる乙の従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

（委託期間）

第３条　業務の委託期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

（業務の一部委託）

第４条　乙は、実施要綱の規定に基づき、受託した業務の一部を、法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（委託料）

第５条　甲は乙に対し、業務の実績に応じた委託料を支払う。

２　委託料の額、支払方法、請求方法等は、実施要綱第３３条及び第３４条の定めるところによる。

（台帳等の整備）

第６条　乙は、業務の実施に必要な台帳等を整備し、これを適切に管理しなければならない。

（報告・調査等）

第７条　甲は、必要と認めるときは、実施要綱第３６条の規定により、乙に対して業務の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

２　乙は、甲が行う指導又は勧告を遵守しなければならない。

（事故が発生した場合の措置）

第８条　乙は、受託業務の実施に関して事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、甲にその状況を直ちに報告し、その指示を受けるものとする。

（損害賠償）

第９条　乙は、業務の実施に関して、乙の責務に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第１０条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　乙が、この契約の事項に違反したとき。

(2)　乙が、この事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

２　乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（職員の行為）

第１１条　乙は、職員の行為について、自ら行ったと同一の責任を負い、自己の意思でないという理由で、その責務を免れることはできない。

（秘密の保持）

第１２条　乙は、この契約の履行に当たり、甲の機密事項の漏洩に十分に配慮するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義等の解決等）

第１３条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上解決するものとする。

以上の契約の確定を証するため、本書２通を作成し、甲･乙記名押印のうえ各自１通を保管するものとする。

平成２７年４月１日

 委託者（甲） 住　所 千葉県松戸市根本３８７番地の５

 氏　名　松戸市

 松戸市長　本 郷 谷　健 次

 受託者（乙） 住　所 千葉県松戸市●●●

 氏　名 ●●●法人　●●会

 理事長　●●　●●

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

1. 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の遂行に際しての個人情報の取扱に当たっては、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和６３年松戸市条例第１０号）その他関係法令に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。

（秘密の保持）

1. 乙は、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（使用者への周知）

1. 乙は、その使用する者に対し、在職中であるか退職後であるかを問わず、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

1. 乙は、本契約に基づく業務の遂行に際しては、個人情報の漏洩、紛失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

1. 乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たり、個人情報を収集する必要があるときは、当該業務を遂行するに必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の制限）

1. 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

1. 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務を遂行するために甲から貸与又は委託された個人情報の記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

1. 乙は、本契約に基づく業務を遂行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、実施要綱に定めのあるとき又は甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還）

1. 乙は、本契約に基づく業務を遂行するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は適正な方法で処分しなければならない。

（事故発生時の報告）

1. 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除）

1. 甲は、適切かつ的確な調査の上、乙がこの個人情報取扱事項に違反していると認められたときは、無条件に契約の解除をすることができるものとする。

（損害賠償）

1. 乙は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反して甲又は第三者に不利益を与えた場合は、甲又は第三者に対して、訴訟費用を含む損害の賠償をしなければならない。